

後期高齢者医療制度 ～保険料の軽減措置が変わりました～

● 均等割額の軽減

所得の低い世帯の方は、世帯主及び被保険者の所得に応じて、保険料の均等割額が軽減されます。世帯主及び被保険者の総所得が330,000円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の方（その他各所得がない方）は、均等割額が9割軽減されます。

また、7割軽減に該当する方を8.5割軽減とする措置が、平成21年度も継続されることになりました。

世帯主及び被保険者の総所得金額が 下記基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額
基礎控除額（330,000円）	7割→8.5割	5,700円
被保険者全員の年金収入80万円以下で、 その他各所得がない	9割	3,800円
基礎控除額（330,000円）+245,000円 ×被保険者の数（世帯主である被保険者を除く）	5割	19,200円
基礎控除額（330,000円）+350,000円 ×被保険者の数	2割	30,700円

軽減が拡大
されました

● 所得割額の軽減

被保険者本人の総所得金額等（基礎控除後）に応じて、所得割額が軽減されます。

被保険者本人の総所得金額等	軽減割合
58万円以下 (年金収入のみの場合は、153万円～211万円以下)	5割

後期高齢者医療加入前に、次の保険の被扶養者であった方については
保険料の軽減措置があります。

- ・健康保険（全国健康保険協会の健康保険 ※平成20年9月までは社会保険事務所の所管）
 - ・健康保険組合（企業又は団体で作る健康保険）
 - ・共済組合（公務員等が加入する健康保険）
- <注意> ※国民健康保険（国保）と国民健康保険組合（国保組合）に加入されていた方は軽減措置の対象になりません。
- ・新たに保険料を負担することになる社会保険等の被扶養者であった方は、制度への加入時から2年間均等割額が5割軽減され、所得割額は課されません。
- 特例措置により、平成21年4月から平成22年3月分までの保険料については、均等割額が9割軽減されます。軽減を受けるために、申請の必要はありません。

軽減措置前

平成21年4月～平成22年3月分
(平成21年度保険料)
均等割額 38,426円



9割軽減措置後

平成21年4月～平成22年3月分
(平成21年度保険料)
均等割額 3,800円